

【記載例 3】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 4 年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和 4 年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- | | | | | | |
|-------------------|-------------|----------|----------------|--|--|
| 1 「不動産所得」の金額 | | | | | |
| ・ 「収入金額」 | 17,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 10,000,000円 | | |
| 2 「給与所得」の金額 | | | | | |
| ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,100,000円 | | |
| 3 給与所得に係る「源泉徴収税額」 | | | 76,000円（年末調整済） | | |
| 4 「繰越損失額」 | | | △12,450,000円 | | |

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替継続希望		種類	青色	分離	国出	損失	修正	特異の表示	特異	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業	区分	⑦									
	業	区分	⑧									
	不動産	区分	⑨									
	配当	区分	⑩									
	給与	区分	⑪									
	公的年金等	区分	⑫									
	業務	区分	⑬									
	その他	区分	⑭									
	総合譲渡	区分	⑮									
	一	区分	⑯									
所得金額等	事業	区分	⑰									
	業	区分	⑱									
	不動産	区分	⑲									
	利子	区分	⑳									
	配当	区分	㉑									
	給与	区分	㉒									
	公的年金等	区分	㉓									
	業務	区分	㉔									
	その他	区分	㉕									
	⑦から⑯までの計	区分	㉖									
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分	㉗									
	小規模企業共済等掛金控除	区分	㉘									
	生命保険料控除	区分	㉙									
	地震保険料控除	区分	㉚									
	寡婦・ひとり親控除	区分	㉛									
	勤労学生・障害者控除	区分	㉜									
	配偶者（特別）控除	区分	㉝									
	扶養控除	区分	㉞									
	基礎控除	区分	㉟									
	⑬から㉟までの計	区分	㊱									
所得金額等・合計	雑損控除	区分	㊲									
	医療費控除	区分	㊳									
	寄附金控除	区分	㊴									
	合	区分	㊵									
	⑰から㊵までの計	区分	㊶									
	修正申告	区分	㊷									
	第3期分の税額	区分	㊸									
	第3期分の税額の増加額	区分	㊹									
	公的年金等以外の合計所得金額	区分	㊺									
	配偶者の合計所得金額	区分	㊻									
繰越損失額	本年分で差し引く繰越損失額	区分	㊼									
	平均課税対象金額	区分	㊽									
	変動・臨時所得金額	区分	㊾									
	申告期限までに納付する金額	区分	㊿									
	延納届出額	区分	㊽									
	延納届出額	区分	㊾									
	延納届出額	区分	㊿									
	延納届出額	区分	㊽									
	延納届出額	区分	㊾									
	延納届出額	区分	㊿									

⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 4 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額等・合計」㊶欄は、⑰欄から㉔欄、㊱欄及び㊶欄の合計額（16,100,000円）から「措法 41 の 5 による繰越損失額」（△12,450,000円）を差し引いた残額（3,650,000円）を記載します。